

徳島県規則第四十二号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百七十九号の二を次のように改める。

三百七十九の二 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百七十九号の四を次のように改める。

三百七十九の四 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。